

教育基本法の概要

趣 旨

我が国の教育をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、改めて教育の基本を確立し、その振興を図るため、普遍的な理念は大切にしながら、今日重要と考えられる理念等を明確にする。

概 要

1 教育の目的及び理念

(1) 今日求められている教育の目的・目標を明示。具体的には、

- ① 教育の目的として「人格の完成」、「国家・社会の形成者として心身ともに健康な国民の育成」を規定。
- ② この教育の目的を実現するために今日重要と考えられる事柄を「教育の目標」として規定。

＜教育の目標(例)＞

(____は、新たに規定したもの)

- ・幅広い知識と教養、豊かな情操と道徳心、健やかな身体
- ・能力の伸長、自主・自律の精神、職業との関連を重視
- ・正義と責任、自他の敬愛と協力、男女の平等、公共の精神
- ・生命や自然の尊重、環境の保全
- ・伝統と文化の尊重、我が国と郷土を愛し、他国を尊重

(2) 「生涯学習の理念」及び「教育の機会均等」を規定。

2 教育の実施に関する基本

教育を実施する際に基本となる事項について、義務教育、学校教育、教員、社会教育、政治教育、宗教教育に関する規定を見直すとともに、新たに大学、私立学校、家庭教育、幼児期の教育、学校・家庭・地域の連携協力などについて規定。

3 教育行政

教育行政における国と地方公共団体の役割分担、教育振興基本計画の策定等について規定。

4 法令の制定

この法律の諸条項を実施するための必要な法令の制定について規定。

施行期日

平成18年12月22日(公布の日)